

平成27年11月策定

能代市立各小・中学校所蔵資料除籍規準

能代市教育委員会

1 趣旨

利用価値を失った資料及び長期間にわたり所在を確認できない資料を除籍することにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い、適正な資料構成の維持に努めるために、能代市立各小・中学校所蔵資料除籍基準を定めるものである。

2 基準

除籍の対象となる資料及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 汚損・破損資料

汚損・破損が著しく、使用に耐えられないもの

(2) 紛失資料

①所在が2年以上不明であるもの

②未返却資料のうち、督促等の努力にもかかわらず3年経過したもの

③天災・火災等の災害や事故で滅失したもの

(3) 不用資料

①新刊・改訂版または、より優れた図書に更新され、その資料価値が下がったもの

②時勢の変化によって内容が古くなり、その利用頻度が下がったもの

③複本で今後の利用が考えられないもの

④発行の日から一定期間を経過した雑誌

*廃棄基準については、別紙参照。ただし、「新刊・改訂版または、より優れた図書に更新され、その資料価値が下がったもの」を判断基準に廃棄することとする。

3 除籍外資料

郷土資料は、紛失の場合を除き除籍の対象としないものとする。

4 除籍の手続き

財務規則に基づいて手続きを行う

5 補則

基準に定めるもののほか、資料の除籍に関し必要な事項は、教育委員会が定める

学校図書館図書廃棄規準

種 別	規 準
百科事典・専門事典	刊行後10年を経ているもの
ハンドブック・要覧	新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書
伝記	新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書
地図帳	刊行5年を経ているもの。歴史地図帳は刊行後10年を経ているもの。
旅行案内書	刊行後3年を経ているもの
地誌	刊行後5年を経ているもの
法律書・法令書	刊行後3年を経ているもの
人権関係書	記述内容に人権擁護上問題であることが明らかになったもの
政党関係書	刊行3年を経ているもの
時事問題関係書	刊行3年を経ているもの
学習参考書	刊行3年を経ているもの。学習指導要領改訂により学習自校やその取り扱いが変わった図書
就職・受験内容書	刊行2年を経ているもの
技術書・実験書	刊行3年を経ているもの
公害・環境問題関係書	刊行5年を経ているもの
料理・服飾関係書	刊行3年を経ているもの
スポーツ関係書	刊行5年を経ているもの
辞典	語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書
翻訳版	刊行後に優れた翻訳書が出版された場合

●次の図書は原則として、廃棄しない。

- 1 年鑑
- 2 白書
- 3 郷土資料
- 4 貴重書

●運用上の留意事項

- 1 図書の廃棄にあたっては、校内に「図書廃棄委員会」を設置し組織的に対処する。
- 2 各教科担当教員等の協力を求めるなどして、廃棄図書リストを作成し検討するなど、慎重に行うことが望ましい。
- 3 備品図書の廃棄は、能代市教育委員会が定める規則等に従って行う。

参照：全国学校図書館協議会 制定 規準